

市 都 政 第 359号
平成13年2月22日

三番瀬及び行徳臨海部の自然環境の保全再生に関する要望書

環境大臣 川 口 順 子 様

市川市長 千 葉 光 行

三番瀬及び行徳臨海部の自然環境の保全再生に関する要望

春寒の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、過日、大臣が三番瀬を視察された際には、本市臨海部に山積する課題と海の再生の考え方について説明の機会を設けていただき、深く感謝しております。

さて、本市としても、三番瀬が東京湾に残された貴重な自然空間であることは認識しています。また、その周辺部には、一期埋立事業の際に確保された市川市の行徳近郊緑地特別保全地区 83 haをはじめ、江戸川放水路河口の泥干潟域、船橋市海浜公園前面の広大な干潟、ラムサール条約登録湿地の習志野市谷津干潟などの水辺空間があり、その連携によって、より多様で高次の自然環境の形成が可能な状況にあると思います。

ただし、三番瀬は都市に囲まれた自然であり、漁業との共存によって維持されてきた環境です。また、海域の中でもその環境は一様ではありません。特に市川市側の猫実川河口部一帯は、隣接地の埋立事業に伴う潮流の停滞や地盤沈下などにより、かつての三番瀬本来の環境とは変わってしまっています。

従いまして、三番瀬は、何ら手を加えず放置することによって、良好な環境を保つことはできないと考えています。このままでは漁業の継続すら危うく、ひいては漁業と一体となって維持されてきた自然環境のバランスの崩壊につながると危惧しています。また、直立護岸などで市民が海に近づけない現状では、自然にふれ、自然を学ぶことは困難であり、海を大切にする意識も育ちません。

一方、本市の臨海部には、市川二期埋立計画の遅れに伴って発生した老朽護岸崩壊の危険、流域下水道江戸川第一終末処理場計画地の不法残土による生活環境問題、行徳近郊緑地特別保全地区の暫定整備の状態、市川塩浜駅周辺地区再整備の停滞などの課題が山積しています。

市川市はこうした過去の経緯と現状を踏まえ、これからも最も身近に海を利用し管理していく者として、海と臨海部全体について総合的に課題を解決し、将来に向けてより良い環境を創造していかなければならないと主張し、取り組んでいるところでございます。

つきましては、三番瀬及び行徳臨海部の自然環境の保全再生に関して、つぎの事項についてご理解とご協力を賜りますよう要望いたします。

要 望 事 項

1. 三番瀬及び行徳臨海部の自然環境の保全再生に関する取り組みについて

三番瀬及び行徳臨海部の自然環境の良い面は将来的にも適切に保全活用し、また、悪化した面は必要な修復再生を行い、総合的かつ前向きにより良い自然環境の形成を図っていくことについて、市、県とともに主体的に取り組んでいただきたい。

2. 最小限の埋立計画に対する理解について

漁業環境の修復と市民が海に親しみ学べる親水空間の確保を可能にし、また、市川二期埋立計画の遅れに伴い山積している行徳臨海部の課題を解決するため、千葉県埋立計画案にご理解をいただきたい。

3. 自然環境の保全再生のための支援について

(1)自然環境の保全再生のための法的措置について

埋立計画地以外の海域については、漁業の継続を前提としてより良い自然環境を形成するため、行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川放水路河口域等臨海部の水辺とともに、国設鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地等の法的措置について、関係自治体と協力して検討を進めていただきたい。特に、行徳近郊緑地は、渡り鳥の飛来地を確保するために設置したものであり、現在、鳥類にとってより良い自然環境となるよう整備、改良に努めているので、先行して手続き等を進めていただきたい。

(2)賢明な利用と適切な保全のためのルールづくりについて

三番瀬と臨海部の水辺の賢明な利用と適切な保全のために管理計画を策定し、漁業等の継続を確保するとともに、無秩序な利用を規制するルールづくりを進めていただきたい。

(3)自然環境の修復事業について

三番瀬及び行徳臨海部を自然とのふれあいの場、環境学習の場とするとともに、漁業の継続を可能にする地形に起因する構造的な停滞域の解消、青潮の発生源となっている人工澗の埋め戻し、かつてあった干潟、藻場、アシ原の造成等、自然環境の修復事業に取り組んでいただきたい。特に、行徳近郊緑地特別保全地区については、既に整備、改良に取り組んでいるので、特段のご支援をいただきたい。

(4)東京湾に関する研究体制の充実と研究施設の設置について

三番瀬を全国的な浅瀬と干潟の保全再生研究の場とするとともに、東京湾全体を総合的に考える研究体制の充実と研究施設の設置を、検討していただきたい。